

第1章 愛知県がん対策推進計画（第2期）の策定にあたって

1 背景、経緯

がんによる死亡が国民の死亡原因の第一位を占め、年々増加していることなどを背景に、国は、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、がん対策基本法[※]（平成18年6月23日法律第98号、以下「法」という。）を施行し、平成19年6月に、法第9条第1項に基づき、長期的視点に立ちつつ、平成19年度から平成23年度までの5年間を計画期間とするがん対策の推進に関する基本的な計画（以下「がん対策推進基本計画」[※]という。）を策定し、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がん向き合い、がんに負けることのない社会」の実現を目指すことになりました。

こうした状況を踏まえ、県は、総合的かつ計画的ながん対策を推進するために、法第11条第1項の規定に基づき、平成20年3月に、平成20年度から5年間を計画期間とする「愛知県がん対策推進計画」（以下「前計画」という。）を策定し、がんの予防、早期発見、治療及び研究の各分野において目標を掲げ、がん対策を総合的に推進してきたところです。

この結果、がん診療連携拠点病院[※]の整備等によるがん医療の均てん化や地域がん登録の精度向上によりがんの実態をかなり正確に把握できるようになるなど、前計画で定めた目標の約4割で達成もしくは改善傾向の結果を得ています。

2 計画策定の趣旨

平成24年度末をもって前計画の期間が終了することから、この度、平成25年度から5年間を計画期間とする「愛知県がん対策推進計画（第2期）」を策定するものでありますが、計画の策定にあたっては、「がん対策推進基本計画」の変更と平成24年10月16日に施行された「愛知県がん対策推進条例」（以下「条例」という。）の内容を踏まえ、これまでのがん対策を一層推進するとともに、新たな課題にも対応していくこととします。

また、この計画の内容は、「愛知県地域保健医療計画」[※]及び「健康日本21あいち新計画」[※]と内容の整合性を図るものとし、これら計画と連動して施策を進めていきます。

3 計画の位置づけ

この計画は、法第11条第1項及び条例第20条第1項の規定による、都道府県がん対策推進計画と位置付けます。

4 計画策定の体制

この計画の策定にあたっては、がん医療の専門家や関係行政機関、患者団体等により構成する「愛知県健康づくり推進協議会がん対策部会」[※]において、基本方針、目標等の検討を行いました。

5 計画の期間

この計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とします。

備考：「愛知県がん対策推進計画（第2期）」の中で使用している用語のうち、専門的な用語については、参考資料において用語の説明を記載し、説明を行っている用語には、本文中に※印を付けています。